

岩手県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 盛岡市築川第6地割9の15・9の24（以上2筆国有林）、9の16
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため